

徳島県鳴門病院附属看護専門学校関係者評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、徳島県鳴門病院附属看護専門学校（以下「本校」という。）が、看護実践者を育成する教育理念のもと、教育活動その他の学校運営について、学校関係者評価を行なうための委員会（以下「評価委員会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、学校関係者評価とは、学校教育法第43条及び学校教育法施行規則第67条の規定による自己点検・自己評価等の結果を、学校長が選任する学校関係者に報告し、組織的・継続的な学校運営の改善に資するための評価を行なうことをいう。

(評価委員会の役割)

第3条 学校関係者評価委員会は、前項までの目的を達成するために、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関すること
- (2) 学生の進路指導に関すること
- (3) 学校評価その他学校の運営に関すること

(評価委員会の構成)

第4条 評価委員会の構成は、次に掲げる区分から学校長が委嘱する5名以内の委員により構成する。

- (1) 関連業界等関係者
- (2) 卒業生
- (3) 教育に関し知見を有する者
- (4) 学校長が特に必要と認める者

2 委員の任期は2年とし再任することができる。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の任期とする。

(評価委員会の運営)

第5条 評価委員会に委員長を置く。

- 2 評価委員会は、学校長が招集し、委員長がその運営にあたる。
- 3 学校長が必要と認める場合には、評価委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 5 評価委員会は、毎年1回以上開催しなければならない。

(評価委員会の評価等)

第6条 委員長は、評価委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

- 2 職員は、学校関係者評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。
- 3 学校長は、学校関係者評価結果を理事会に報告し、公表しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 評価委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校の定める基準により支払う。

(その他)

第8条 本規定に定めるもののほか評価委員会に関し必要な事項は、学校長が評価委員会に協議し、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。